

札幌市環境マネジメントシステムについて

1 経緯

札幌市では、環境に影響を及ぼす可能性がある活動を管理し、P D C Aを基本に、継続的な改善を図る組織体制と組織運営を行うため、平成13年4月から環境マネジメントシステム（EMS）の運用を開始し、省エネ・省資源など環境負荷の低減に取り組んでいます。

平成23年4月からは、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）や地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）の改正・施行に伴い、札幌市の実情に合った効果的・効率的な温暖化対策の推進を図るため、EMSの対象範囲を全施設に拡大、ISO14001認証を返上し、札幌市独自のEMSへ移行しました。

近年、気候変動の影響が深刻化する中、脱炭素社会の構築に向けて、気候変動対策は大きな転換期を迎えています。地球の平均気温の上昇を1.5℃に抑える努力を追求するというパリ協定の目的を踏まえて、札幌市では2050年に温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」を宣言するとともに、2030年についても高い目標を掲げて温室効果ガスの排出量の削減に取り組んでいくこととしました。

札幌市役所は、市域の温室効果ガスの約6%を排出する市内最大級の事業者であるため、札幌市EMSにおいても、これらの動向を踏まえて地球温暖化対策の強化を行っていくこととしました。

【札幌市EMSの運用経緯】

・平成13年4月1日	札幌市EMSの運用開始
・平成13年11月22日	ISO14001認証取得（有効期限：平成16年11月21日）
・平成16年11月22日	ISO14001認証更新（有効期限：平成19年11月21日）
・平成19年11月22日	ISO14001認証更新（有効期限：平成22年11月21日）
・平成22年11月22日	ISO14001認証返上
・平成23年4月1日	札幌市独自のEMSに移行

2 EMSにより重点的に取り組む課題

これまでEMSでは、地球環境への負荷を継続的に低減するため、環境配慮取組の推進や、エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減に継続して努めてきました。

今後も、環境方針に示す環境配慮取組を推進し、省エネ対策と再エネ導入を基本的な方向としたエネルギー削減の取組に加えて、電力における環境配慮契約や次世代自動車の普及など、温室効果ガス排出量の削減に焦点をあてた対策にも力を入れて取り組んでいきます。

3 温暖化対策に関する諸制度とEMSの関係

EMSでは、市長部局における省エネ法及び温対法に基づく地方公共団体実行計画（札幌市気候変動対策行動計画（市役所編））、並びに札幌市生活環境の確保に関する条例に基づく環境保全行動計画及び自動車使用管理計画の進捗管理を担っています。

【温暖化対策に関する主な制度】

法令	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）		地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）		札幌市生活環境の確保に関する条例	
制度	工場等に係る措置 （法第5-18条）	輸送に係る措置 （法第103-108条）	算定・報告・公表制度 （法第26条）	地方公共団体実行計画制度 （法第21条） 「札幌市気候変動対策行動計画（市役所編）」	環境保全行動計画 （条例第13条）	自動車使用管理計画 （条例第23条）
対象範囲	特定事業者単位 ・市長部局 ・水道局 ・病院局 ・教育委員会	特定輸送事業者単位 ・交通局	特定排出者単位（市長部局、交通局、水道局、病院局、教育委員会）の温室効果ガス算定排出量（法第26条）	市役所全体の温室効果ガス総排出量（法第2条第5項：自動車及び道路付帯設備等を含む。）	市役所全体（自動車及び道路付帯設備等を含む。）	市役所全体
削減目標	年平均1%以上 ^{※1} のエネルギー消費原単位削減 ^{※1} 5年間の相乗平均		—	温室効果ガス排出量を2030年までに（2016年比）で60%削減	温室効果ガス排出量を前年度より5.9% ^{※2} 削減する。 ^{※2} 2030年度までに2016年度比60%	